

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成30年1月18日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700310 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1700024 号

第 1 結論

昭和 45 年 11 月から昭和 49 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 45 年 11 月から昭和 49 年 3 月まで

請求期間の国民年金保険料については、自宅に集金に来ていた隣組長に夫婦二人分を毎月納付していたにもかかわらず、年金記録では未納とされているので、請求期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を自宅に集金に来ていた隣組長に夫婦二人分を毎月納付していた旨主張している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の国民年金任意加入被保険者の資格取得年月日から、昭和 49 年 4 月から同年 7 月までの期間に払い出されていることが推認でき、当該払出しより前に、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はないことから、請求期間に係る国民年金保険料について、請求者が主張するような納付はできなかったものと考えられる。

また、A 市の国民年金被保険者名簿の納付記録等欄には昭和 49 年 4 月以降については納付済みの記載が確認できるものの、請求期間については、納付の記録はない。

なお、前述の請求者の国民年金手帳記号番号の払出時期 (昭和 49 年 4 月から同年 7 月まで) において、請求期間のうち、過年度保険料又は第 2 回特例納付保険料として納付可能な期間はあるが、A 市は、当時、隣組等の納付組織では、国民年金の過年度保険料及び特例納付保険料を収納していなかった旨回答している。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1700305号
厚生局事案番号 : 九州(脱)第1700004号

第1 結論

昭和25年11月1日から昭和29年10月30日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和25年11月1日から昭和29年10月30日まで

A市にあったB社で勤めていた期間の厚生年金保険について、父と職場の班長が年金でもらった方がいいと言っていたので脱退手当金は受け取っていない。脱退手当金受給済となっている期間について、調査の上、年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳には、B社における厚生年金保険の被保険者期間について、「給付種類 脱手」、「資格期間 47」、「支給金額 4,452円」、「支給年月日 30.7.16」等の請求期間に係る脱退手当金の支給記録が記載されており、これらの内容はオンライン記録と符合する。

また、請求期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、請求者が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。